

児 童 氏 名	生 年 月 日	保育施設名	状 態
	年 月 日		申請中・利用中
	年 月 日		申請中・利用中
	年 月 日		申請中・利用中

※ 保育施設申請中の場合、第一希望の保育施設名をご記入下さい。

就 労 確 約 書（当初申請・再申請）

いずれかを○でかこんでください。

（あて先）北本市長

下記の内容に相違ありません。

保育担当受領印

※押印後写しを保護者へ返却

※次回来庁予定日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住所

申請者署名

私は、この度の求職活動による保育等の利用申請にあたり、証明書の提出や、就労の開始時期により、下記のとおり、保育認定の取消及び保育の利用停止が行われても異議を申し立てないことを確約します。

就労していなくても、就労予定の方は認定及び利用申請ができます。

ただし、利用承諾となった場合の保育利用期間は利用開始日より3か月間です。利用開始後、速やかに就労し、勤務先にて証明された就労証明書(北本市所定の書式)の市への提出により保育を継続して利用することができます。

就労証明書又は認定事項の変更等の届け出が利用開始から3か月目の20日までに提出されない場合は、利用開始日から3か月目の月末で利用辞退(退所)していただきます。

なお、保育所の利用が保留となり、保留中に認定期間が終了した場合、再申請は不要です。入所決定時に市で再度認定します。

希望勤務 内容	仕事内容	事務・接客・営業・介護・テレフォンアポインター ドライバー・建設業・その他()	
	日 数	週_____日勤務	※注意事項を確認してください
	時 間 帯	午前 _____ 時 _____ 分 ~ 午後 _____ 時 _____ 分まで	
その他(就労証明書を提出できない理由等、具体的に現状を記入してください)			

【注意事項】

- 上記①施設での利用調整では、就労証明書が提出されるまでは、求職活動の指数が適用されるため、就労開始後は就労証明書を早期に提出ください。
- 利用開始後は、就労証明書を提出するまで毎月「求職活動状況申告書」を提出してください。
- 保育認定事由の就労の最低基準は、月64時間(昼休みを含む労働時間)以上の勤務となります。